

常陸国風土記と高橋虫麻呂

小島 璣 禮

とある。これは高橋虫麻呂歌集の歌であることが明記されている歌である。

「嬋歌」は、いわゆる文選語である。⁽³⁾文選卷六の「魏都賦」に「或明発而嬋歌」の一句があり、その李善注に、

嬋歌、巴土人歌也、何晏曰、巴子詠歌、相引牽連、手而跳歌也……爾雅曰、嬋嬋契契、愈遑急也、郭璞曰、賦役不均、賢人憂歎、遑急切也、佻或作嬋、音葦苕

とある。文選注に関するかぎり、何晏の説明を適用して「嬋歌之会」(ウタガキ・カガヒ)にあてたとしなければならぬが、これは、単なる言葉の問題ではなく、比較民俗学にかかわるところが多いだけに、その漢語の利用の巧みなのおどろかさされる。上代の歌垣に類する婚姻習俗が、東南アジア大陸の諸民族にあることはよく知られているが、「巴土人歌」とする「嬋歌」は、苗族のいう「跳月」に相当する。⁽⁴⁾李善注を越えて、適確な利用をしているのである。

上代の日本文学には、文選語が多く用いられている。常陸国風土記もその例外ではない。それは、AとBと二つの書物が、

高橋虫麻呂歌集にかかると思われる万葉集の歌の中には、常陸の風物をよんでいものが多く、常陸国風土記と共通する主題もあつて、虫麻呂をこの風土記の撰述者の一人に擬する説がある。⁽¹⁾それには、いろいろな状況証拠があるが、なんといつても、両者のぬきさしならない関係を示しているのは、「嬋歌」という語の共用である。風土記には、香島郡の童子女松原の条にある。那賀の寒田の郎子と海上の安是の嬢子の恋の物語の文章に、

嬋歌之会俗云字太我岐又云加我毗也

とある。また万葉集には、巻九の一七五九番の長歌の題詞に、

登筑波嶺為嬋調会二日作調

とあり、歌の本文にも、

加賀布嬋調余

とつかわれ、歌の末尾には割注で、

嬋調者東俗語曰賀我比

共通した漢籍に出典のある語をつかっていても、AとBとの関係を推測する証拠としては不十分であるということの意味している。しかし、それは、一般的な概念を表す語のばあいである。「嬭歌」のように、複雑な機構を備えた習俗を示す語を、わずかな注から、同じ日本の習俗に、別々の人が当てるということは、きわめて可能性がすくない。風土記と虫麻呂歌集との関係も、一方が他方を見て参考にしたか、一人の人が双方の執筆にかかわったか、あるいは、両書以外の、すでにカガヒに「嬭歌」の文字を当てる文献があったか、いずれかであったとみてよからう。

ウタガキあるいはカガヒに、「嬭歌」という文字を当てることが、すでに、かなり特殊な知識を必要としていたことは、他のウタガキの用字例からも、ほぼ想像がつく。常陸の二例を除けば、他は、ことごとく、ウタガキに「歌垣」の文字を当てている。撰津国風土記逸文の歌垣山の「歌垣」、続日本紀の天平六年二月一日、宝亀元年三月二十八日、同四月五日の各条に「歌垣」がある。古事記清寧天皇、日本書紀武烈前紀には、同じ物語の異伝があるが、前者は「歌垣」、後者は「歌場」の文字をつかっている。宮廷文学やその周辺では、和製熟語が常用されていたのである。習俗なるがゆえに、それだけ漢語には当てにくかったといえよう。

東国では、ウタガキではなく、カガヒだったから別の熟語が求められたということも考えられる。それは、ことに虫麻呂の歌の方によくあてはまる。しかし、それは、あくまでも動機で

あって、「嬭歌」がカガヒの漢訳語として採用された事情にまでわたるものではない。風土記の「嬭歌之会」の訓注には、まずウタガキがあり「又」としてカガヒがある。風土記の撰述者は、ウタガキという語も知っていたのである。カガヒが東国方言で、ウタガキが近畿方言であるということも、簡単にはきめられないことになる。「嬭歌」という文字は、常陸国風土記の徹底した漢文主義の中で、文選の中から選び出されたとするのが自然である。

虫麻呂の歌集では「嬭歌」は筑波山で用いられているのに、風土記では、筑波山の歌垣に相当する行事の部分にこの漢語は登場していない。例の省略があるためではないかと気をまわしてみても、それらしいところもない。むしろ、「俗諺云」として、「筑波峰之会、不得_レ娉財、兒女不_レ為_レ矣」があるのを見ると、ここでは「嬭歌」はつかっていないとみるべきであろう。後出の童子女松原の条に、訓注が付いているのをみても、その前には「嬭歌」はなかったと断定してよからう。筑波山については、ウタガキとかカガヒとかいう語がつかわれていなかったとはいえないが、あったという徴証も風土記にはない。あるいは「歌垣」と書き、「歌場」と書くように、ウタガキには集りの場所という語の含みがあって、「会」と訳しているのがそれかもしれない。童子女松原でも「嬭歌之会」がウタガキでありカガヒであり、それを「遊場」とも表現している。

童子女松原の条は、美文的漢文表現の部分として知られている。文選語「嬭歌」が、ここで採用されたのも、そういう意味

で理由があるとともに、この郎子と嬢子の物語が、「嬭歌」の注に、ちようどよく付合していると感ぜられたのではないかと思われる。まず男女の歌のやりとりがあり、「松の下に蔭り、手を携へ膝を促げ、懐を陳べ、憤を吐く」とある。なみ松とこつ松の伝説であるから、習俗の全体像が語られていて理解しやすかったのかもしれない。筑波山では、ただ男女が山へ登って飲食をし、歌をうたって遊ぶということしか描かれていない。そうなると、「嬭歌」という文選語は、常陸国風土記のこの部分で、ウタガキ・カガヒの訳語として定着した可能性が大になる。次の問題は、その選択の任に、虫麻呂が当たっていたといえるかどうかである。

二

今日、常陸国風土記の成立時期については、ほぼ定説的な見解に達している。続日本紀、和銅六年五月二日の、いわゆる風土記撰進の官命を受けて作成されたもので、本書の原本は、常陸国司の解文であった。地方行政の単位が郡里制をとっており、郡郷里制に変わった霊亀元年以前の成立である。続日本紀、養老二年五月二日の条に、常陸国多珂郡の郷二百一十烟を割いて菊多郡とし、それに、陸奥国の石城郡など五郡を割いて合わせ、石城郡を置いたとあるが、風土記は、完全に、それ以前の姿を示している。常陸国風土記は、和銅六年から一兩年の間に完成された国司の解文であるということになる。

この風土記には、本文に、撰述者をさぐるべき具体的な手が

かりはない。もっぱら外部史料にたよらなければならぬ。続日本紀によれば、和銅七年十月十三日に、従四位下石川朝臣難波麻呂が常陸守になっている。前任者は、すでに風土記を撰述していたのだろうか。あるいは、難波麻呂が新たに始めたのであろうか。続日本紀に記されているその前の常陸守は、和銅元年三月十三日に任官した従五位下阿倍朝臣秋麻呂である。秋麻呂は、和銅四年十二月十二日、狗朝臣としてみえ、本姓の阿倍に復すことが許されている。それによれば、用明天皇の代に、二世の祖比等古臣が高麗国に使いして狗と号したのであるとある。相当な学者の家柄かと思われるが、和銅六年まで常陸国に在任したかどうかはわからない。

虫麻呂の常陸在任を、和銅の末年までもってゆくことは、史料的には不可能である。虫麻呂に関し、年次をはっきり定めることができるのは、藤原宇合が西海道節度使に遣わされるときに、虫麻呂がよんだ歌（巻六、九七一、九七二番）だけである。それは、題詞や左注に日付が記されているほか、続日本紀、天平四年八月十七日の条に宇合の補任がみえている。このとき、虫麻呂が宇合と近い関係にあったことはわかる。そこで虫麻呂にとって好都合なことは、宇合が、かつて、常陸守に在任していたことである。続日本紀、養老三年七月十三日に、始めて按察使を置くにあたって、常陸国守正五位上藤原朝臣宇合は、安房、上総、下総の三国を管することになったとある。これから、虫麻呂と宇合の親交は、この二人の常陸時代に結ばれたとするのがふつうである。

藤原宇合が常陸守に任じられたのがいつかは史料がない。しかし、続日本紀に見える他の任官記事によれば、養老三三年よりは早くない。靈龜二年八月二十日、遣唐使の任命があった。四位下多治比真人県守が遣唐押使、從五位上阿倍朝臣安麻呂が大使、正六位下藤原馬養、後の宇合が副使である。同二十一日、馬養は從五位下になる。このときの遣唐使は、養老二年の末に帰国している。十月二十日の条には、「大宰府言す」として、県守の来帰を記している。十二月十三日の条に「多治比真人県守等、唐国より至る」とあるのは、都への帰着であろう。養老三年正月十日には「入唐使等、拜し見ゆ。皆、唐国の授くるころの朝服を着す」とある。同十三日の授位には、遣唐使であった県守が正四位下、馬養が正五位上、安麻呂が正五位下になっているとともに、前に常陸守であった石川朝臣難波麻呂も正四位下になっている。七月十三日の按察使を置いた記事では、県守も武蔵国守で、相摸、上野、下野の三国を管することになっており、この半年間に、宇合も常陸国守に任官していることになる。

懷風藻には、藤原宇合の漢詩が六首収められている。その中に、「常陸に在るときに、倭判官が留まりて京に在すに贈る」と題する一首があった。宇合が、実際に、すくなくとも三年間は常陸にいたことがわかる。序に「君が千里の駕を待つこと、今に三年」、詩にも「日下の皇都君は玉を抱き、雲端の辺国我は絃を調ふ。清絃化に入りて三歳を経、美玉光を翳みて幾年をか度る」と詠じている。宇合には、このほか、経国集にも「兼

賦」一篇があり、万葉集にも短歌六首があって、当代一流の文人である。遣唐副使という経歴からみても、すぐれた漢学者であったにちがいない。宇合も、菅政友の所説以来、純漢文的な文章にすぐれている常陸国風土記の撰述者に擬せられているが、宇合が常陸に來任したときには、この国の風土記の原本は、すでに完成していた勘定になる。

藤原宇合を生かせば、この風土記は、養老三年の來任以前に筆録されたものをもとに、その在任時代に編述を完了したということになるが、それは、本文に基礎を置いた成立論が、藤原宇合は漢学者であるという状況証拠に一步を譲った形になるという点で、このましくない。このような二次的撰述を説くためには、それなりの具体的証拠がほしい。宇合でなければ、このような風土記は書けないという前提もおかしい。たまたま宇合は文人としても名を残したが、その宇合ほどの人も地方官を歴任した。他の地方官も、宇合のような才藻が必要でもあったし、持ってもいたと考えるべきであろう。平安時代の受領階級の文書も思い合わされる。

虫麻呂も、国守宇合とのかかわりで風土記の撰述に関与していたとすれば、やはり、成立後にしか風土記に接する機会はなかったことになるが、虫麻呂の方をもっと自由に考えることもできる。宇合の來任が養老三年の前半とすれば、虫麻呂は、もっと前から常陸にいたとしてもよい。常陸の文人として風土記の撰述にも活躍した虫麻呂が、文人国守の來任を歓迎して、宇合の寵を得たということも想像ができる。しかし、そのために

は、虫麻呂が風土記の撰述者の候補にのぼる根本的なきっかけになって、常陸の歌と風土記との対応に、しかるべき蓋然性が設定されなければならない。

三

虫麻呂の歌には、官撰の地誌である風土記とはちがって、生活者としての個人の目にうつった常陸が、いろいろな角度からよまれている。鹿島郡の苅野の橋で大伴卿に別れるときの歌（巻九、一七八〇番）も、軽野里界限の生活をうかがわせる。

風土記によれば、軽野里は、香島郡を立てたとき、下総国の海上国造の所領から分割した土地で、その南にある若松の浦は、常陸と下総の国境にある安是の湖に臨んでいる。歌に「牡牛の三宅の泊に、さし向かふ、鹿島の崎に」とある鹿島の崎は若松の浦であろう。三宅の泊は、「海上の、その津を指して」とある、対岸の海上にある港であろう。大伴卿が、若松の浦から安是の湖を渡って、下総国の三宅の泊に行くという歌である。

ところが、よくよく歌に就いてみると、ここで確かなのは題詞にある苅野の橋だけで、あとはすべて、「み船出でなば」「君が漕ぎ行かば」という仮定条件によって生み出された架空の風景なのである。もちろん安是の湖一带の情景までが作りごととは思えないが、「浜も狭に、後れ並み居て、反側び、恋ひかも居らむ、足摩し、哭のみや泣かむ」は、まったく派手な仮構である。なまの生活の描写みたくて、その実、空想の世界に遊んでいるのである。これは風土記のありようとは、いちじる

しく異質のものである。撰述者にあててには、むしろ否定的な材料である。

筑波山のカガヒの歌（巻九、一七五九番）にも、あるくわしさがあつた。この日、男女が山に登り、歌をうたって、契りを結ぶという考え方があつたということは風土記からもわかるが、その場所が「裳羽服津の、その津の上に」であり、「この山をうしはく神の、昔より、禁めぬ行事ぞ」として、「人妻に、吾も交はらむ、あが妻に、他も言問へ」というのは、虫麻呂の歌の独自性である。「今日のみは、めぐしもな見そ、言も咎むな」とあるから、おそらく、この日は、思う人と契ることが自由に許されるという伝えがあつたのであろうが、「人妻に……」は、それを極限にまで拡大して、この日の意義を誇張した表現であろう。伝承を、いいかえれば風土記の事実を、自己の主体の中に取りこみ、知的遊戯の世界に演出して見せている。反歌（一七六〇番）の「男の神に、雲立ちのぼり、しぐれふり、濡れ通るとも、われ婦らめや」も、雄峰に雲がかかると雨という諺の類を、主体的仮構へと導いているのである。

筑波山に登る歌（巻九、一七五七番）も、風土記的にいえば、立体的な鳥瞰が得られておもしろい。「尾花ちる、師付の田居に、雁がねも、寒く来鳴きぬ」は、筑波山から東を眺めた情景である。師付の田居は、茨城郡を流れる信筑川沿いの水田地帯であろう。「新治の、鳥羽の淡海も、秋風に、白波立ちぬ」は西麓の景色である。鳥羽の淡海は、風土記には騰波江とある。筑波郡の末尾に、郡家の西十里とあり、東は筑波郡、南

は毛野の河、西と北は新治郡、北東は白壁郡と、位置を記してある。「新治の」は、新治郡に続いているという気持であろう。東から望むと、淡海の西一帯が新治郡であるということが印象的である。しかし、一見すぐれた叙景詩にみえるこの歌も、「草枕 旅の憂へを 慰もる 事もあるかと……筑波嶺の よけくを見れば 長きけに 思ひ積み来し 憂へは息みぬ」と首尾が主情的な詠嘆でくくられていることを忘れてはならない。そういえば、尾花も、雁がねも、秋風と白波も、遠景の中に取り入れた、近距離からの描写で、もつといえば、理念的な仮作物である。反歌（一七五八番）の「筑波嶺の すそ廻の田井に 秋田刈る 妹がり遣らむ 黄葉手折らな」も、同じく意中の形象である。

検税使大伴卿が筑波山に登ったときの歌（巻九、一七五三）も、風土記と照応するところは多い。「衣手 常陸の国」という修辭は、風土記の風俗の諺の「筑波の岳に黒雲掛かり、衣の袖漬の国」と同じ知識である。「時となく 雲居雨降る 筑波嶺を 清に照して」も、諺と同根の事実をふまえており、先の「男の神に 雲立ちのぼり」も同じ観念である。「男の神も 許し賜ひ 女の神も ちはひ給ひて」は、風土記に「西の峰嶺みねとして、これを雄の神といひて登臨ぼんらしめず」とあるのに対応する。これは雄の神の信仰であり、風土記的である。しかしこれも、歌の主題は、「二並ぶ 筑波の山を 見まく欲り 君が来ますと……いふかりし 国のまほらを 委曲に 示し賜へば 歎しむと 紐の緒解きて 家の如 解けてそ遊ぶ」にあ

る。結びは「うち靡く 春見ましゆは 夏草の 茂くはあれど 今日の樂しさ」である。まさにウタであり、抒情そのものなのである。

虫麻呂が、検税使大伴卿が筑波山に登ったときの歌をよみ、鹿島郡の菊野の橋で大伴卿に別れるときの歌を残しているのによれば、虫麻呂に、国守に属従する文人の姿を与えることは不当ではあるまい。朝廷に提出した常陸国風土記の控の類を、虫麻呂が国庁で閲覧したとしても、おかしくはない。検税使に侍し、案内に立つ役を、文人なるがゆえに仰せつけられたとすれば、風土記は、かっこうのベデカーであったはずである。大伴卿が登山したときの歌が、風土記の記事に即しているのも、共通した知識を持っていたという以上に、風土記を下敷きにしていたからとも推測できる。大伴卿は、その巧みさをほめたたえたにちがいない。虫麻呂の歌のねらいは、風土記的な伝承や風物の事実を、いかに自己の主体の中で燃焼させ、拡大してみせるかにかかっていたように思う。それは反風土記的発想である。

四

藤原宇合が、常陸国風土記の撰述者に擬せられるもう一つの観点は、九州の風土記との関係である。天平四年八月十七日、宇合が西海道(9)の節度使になったとき、東海東山二道、および山陰道の節度使も任命されており、天平五年二月三十日勅造の出雲国風土記が、軍防関係の記事に詳しいのは、その節度使の派遣と関連するのではないかという説があるが、天平初年の成

立と考えられ、烽の所在に注目している西海道風土記（甲類）も、その同類とするのである。豊後国風土記や肥前国風土記は、宇合の干渉のもとに成ったということになる。たしかに、天平初年度に撰述されたと思われる風土記は、逸文のみのものについていえばほかにもあり、それらは、節度使の任命にみるような、国政の動きを反映しているのかもしれない。

そこで、九州の風土記に、常陸国風土記の影響があるのではないかということになるが、筑紫風土記（乙類）には、かなり強い性格の類似がある。第一に、和銅の官命に従った書き方と思われる点が多い。地名の文字に凝り、産物にくわしく、地形の叙述も詳細で、古老伝や異事をたんねんに扱っている。また漢文表記に意を注ぐ態度が一致し、郡を県と書くことも、常陸で県という語を用いているのに通じる。筑紫は、常陸を一層漢文的にしたような形である。しかし、これも、すぐに宇合による媒介といえるものではない。筑紫風土記の逸文と思われる文章に、天平四年、節度使藤原朝臣宇合が「前議の偏れるを嫌ひて、当時の要を考ふといへり」とある。これを筑紫風土記の序のごときものとする、「当時の要」に合うのは西海道風土記の方で、「前議」を引き継いでまとめたのが、筑紫風土記であるかもしれない。そうすると、宇合は、むしろ筑紫風土記には関与していなかったことになり、常陸国風土記とのつながりも薄れるのである。

筑紫風土記は、西海道風土記とくらべて、文学的であるといわれる。それは主として、漢文の表現についていえることであ

るが、筑紫の叙述は、全般にわたって、微細に及んでいるという意味でも文学的である。万葉集巻五の筑前国怡土郡の鎮懐石の記事（八一三番序）を二つの風土記とくらべてみると、筑紫風土記の方に、はかるかに近い。西海道は、まず地名が児饗の野となって子負の原（子饗の原）と異なり、石の計数や物語の説明も、万葉集と筑紫が似ている。もちろん、全体として両者が一致しているわけではないが、万葉集の記事も、相対に詳細で整っており、「古老相伝曰」といった表現があるなど、そのまま風土記の文章になる。筑紫風土記のような風土記が、万葉集巻五をめぐる筑紫歌壇の文人によって撰述されることは、ありうべきことである。その鎮懐石の記事をうけて「すなはち歌を作りて曰はく」という長歌は、一つの叙事詩の典型で、ことの趣意をみごとにうたいあげている。この歌は、天平一、二年、山上憶良の作と考えられている。虫麻呂の常陸の歌とは、はなはだしく異なるのである。

伝承が文学の素材として独自の地歩を占めているのは、最初から対象に主体的に取り組まなければならない叙景や述懐とちがって、素材そのものが体系を持って、所与のものとしてそこにあるからである。その叙事的なものを、ウタの方法でどのように作品化するかは、大きな文学の問題である。鎮懐石のばあいも、伝承とウタとを合わせ鏡することによって、憶良の姿がうかびあがってくるはずである。常陸国風土記と虫麻呂の歌も、そうした意味で、重要な課題をかかえているといえる。こうした方向からの検討が、やがては、撰述者の問題にも、是非

の蓋然性を高めることになる。鎮懐石を採りあげた憶良についていえば、万葉集巻五の天平二年七月十一日付の同伴旅人にてたとされる書簡が注目される。「憶良い聞く、方岳諸侯と都督刺史と、並に典法に依りて、部下を巡行して、其の風俗を察ると。」として、心のうちを表わすためによんだ歌三首（八六八・八七〇番）がある。佐用比売が領巾を振った山や、タラシヒメが魚を釣って立つた石を見たというのである。文学としての風土記的関心である。類聚歌林によると、憶良が伊予国風土記かそれに近い内容の書物を見ていたことがわかるのも考え合わせられる。

虫麻呂の「筑波嶺に登りて耀歌会をする日に作る歌」にもどる。虫麻呂も、カガヒに「会」の字をつけることを知っていた。しかし、歌の本文では、「耀歌」と、文選語のままの形にもどり、「東俗語」としてカガヒの訓注をつけた。しかも歌には「かがふ耀歌」と、カガヒを動詞にして用いている。どれもこれも、風土記にはないことである。風土記とはちがった知識を見せていることになる。「耀歌会」という語自体が、風土記では筑波山の条にはない。虫麻呂はどこまでも風土記の外に立つたものとして、それは虫麻呂の歌風とも通じ、文学的方針なのかもしれないが、私には、どうも読者の態度のように思われる。すくなくとも、この歌稿が成つてから、風土記の筑波山の条が執筆されたとは信じにくい。

高橋虫麻呂は旅と伝説の歌人であるという古典的な評語にしたがっていえば、風土記の歌人である。憶良にもかかる傾向が

見られた。和銅末年から天平初期にかけて、和文的にせよ、純漢文的にせよ、あれだけの風土記が撰述されたことは、文学史にとって、ゆるがせにできないことである。自然や人文を、客体化して文字に書き記すことは、人間のための環境の文学の誕生であった。主體的な文学に、もう一つの大きな輪が置かれたことになる。それに文人たちがどのような反応を示したかは、あまりに文学的な問題である。万葉集は国民的文学であるといわれた。宮廷文学の核心にありながら、これほどまでに地方を吸収した文学はほかにはあるまい。時代を背負って立つ文人が地方官として活躍していることに目を向ける必要がある。風土記と万葉集の問題は、ここからも重大な意義を見出すはずである。

注(1) 佐々木信綱『和歌史の研究』。久松潜一「常陸風土記と高橋虫麻呂」『国文学研究』1参照。

(2) 武田祐吉『上代日本文学史』二〇七頁参照。

(3) 小島憲之『上代日本文学与中国文学』上巻六一三頁参照。

(4) 黄石「苗人的跳月」『民俗集学鐫』一輯（東方文叢）三六参照。

(5) 拙注『風土記』（角川文庫）三二九～三三〇頁参照。

(6) 秋本吉郎「常陸及び九州風土記の編述と藤原字合」『国語と国文学』三二巻五号参照。

(7) 菅政友『菅政友全集』六二七頁。

- (8) 中西進「高橋虫麻呂」『上代文字』三一号参照。
- (9) 注6 同書参照。
- (10) 注3 同書・六六八頁、注5 同書・三八一頁参照。
- (11) 注5 同書・三六七頁参照。